
京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域 都市再生安全確保計画（初版）

令和6年12月13日

京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域
都市再生緊急整備協議会

《目 次》

1. 計画策定の目的	1
2. 計画の対象	2
3. ターミナル周辺エリア帰宅困難者数（推計）	3
4. 現状と課題	5
5. 滞在者等の安全の確保のための対策	7
別図表.....	21

1. 計画策定の目的

京都市では、直下型の地震として花折断層帯地震（マグニチュード7.5，最大震度7）などが想定されており，多くの人的被害・建物被害の発生が懸念されている。また，南海・東南海地震では，人的被害・建物被害等の直接的被害は直下型地震に比べ小さいものの，広域的な交通機関の運行停止等に伴う混乱の発生が懸念される。

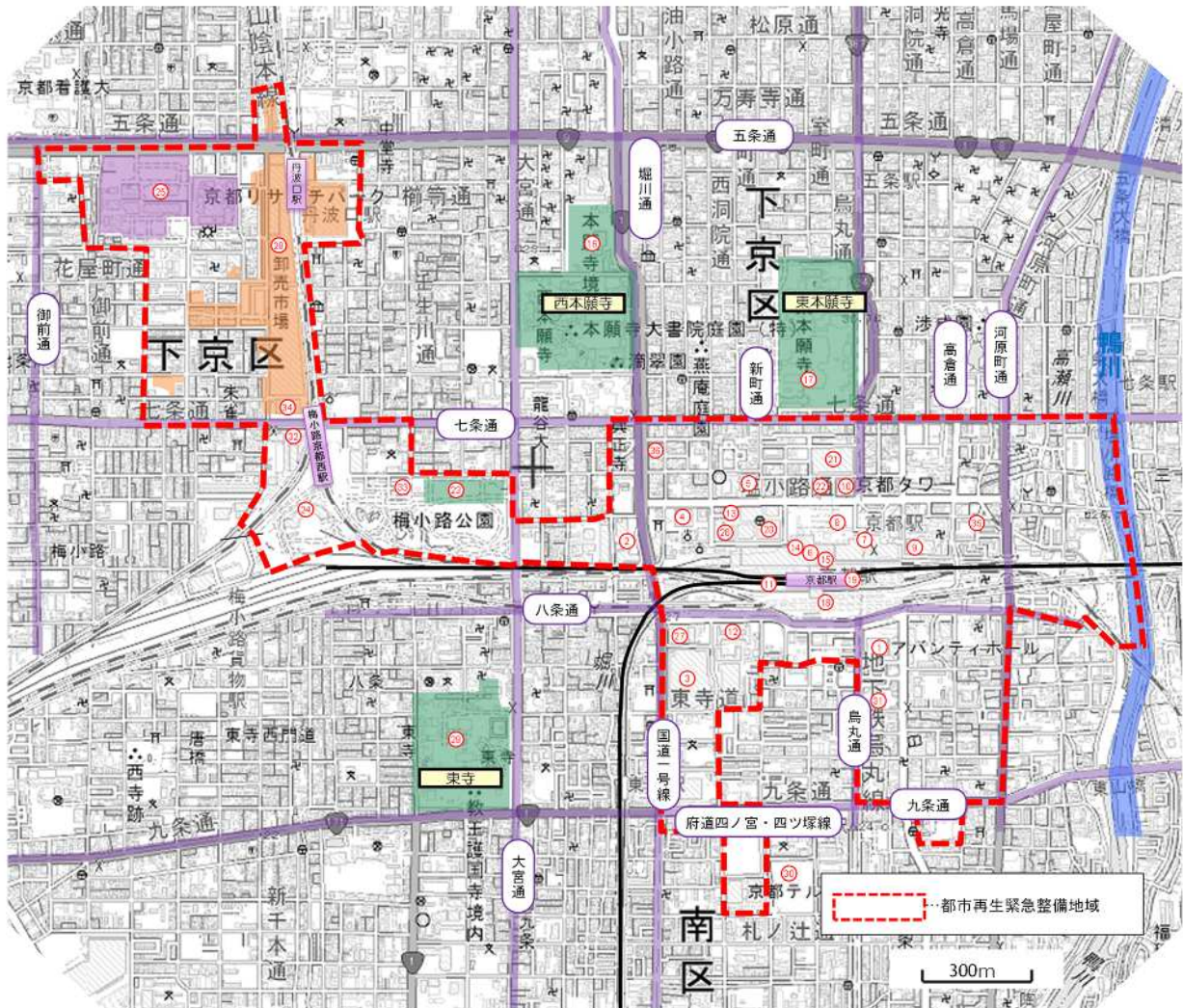
これらの大規模災害時には，観光や通勤・通学などで京都を訪れた多くの来訪者が帰宅を急ぎ，京都駅などのターミナルに集まり，大きな混乱が懸念されることから，京都駅周辺における帰宅困難者支援の体制を確立することは，大きな課題である。

発災直後には，行政機関などは被災者の救命・救助等を中心とした災害応急対策に重点的に取り組んでいく必要があり，帰宅困難者に対する十分な初期対応がとれない可能性がある。そのため行政だけでなく京都駅周辺の事業所等が主体となった帰宅困難者支援の初期対応体制を構築し，帰宅困難者保護を適切に行うための事前の備えの充実を図ることを目的として，都市再生安全確保計画をまとめる。

2. 計画の対象

都市再生安全確保計画は、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域「京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域」を含め、同地域内の各駅周辺全体を対象とする（以下、「ターミナル周辺エリア」と称する）。

図表 1 ターミナル周辺エリアの状況



京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域都市再生緊急整備協議会 都市再生安全確保計画部会構成員一覧

1 アバンティビル	12 都ホテル 京都八条	25 京都リサーチパーク
2 リーガロイヤルホテル京都	13 武田病院	26 京都市大学のまち交流センター (キャンパスプラザ京都)
3 イオンモールKYOTO	14 ジェイアール京都伊勢丹	27 ワコール新京都ビル
4 オムロン京都センタービル	15 ホテルグランヴィア京都	28 中央卸売市場第一市場
5 新京都センタービル	16 西本願寺	29 東寺
6 京都駅ビル	17 東本願寺	30 京都テルサ
7 市営地下鉄	18 JR東海	31 京都JABビル
8 京都ポルタ	19 JR西日本	32 京都梅小路花伝抄
9 京都センチュリーホテル (京阪ホテルズ&リゾーツ株式会社)	20 京都中央郵便局	33 梅小路ホテル京都
10 京都タワーホテル (京阪ホテルズ&リゾーツ株式会社)	21 京都ヨドバシビル	34 ホテルエミオン京都
11 近鉄	22 ローム京都駅前ビル	35 公立大学法人京都市立芸術大学
	23 京都水族館	36 メルキュール京都ステーション
	24 京都鉄道博物館	

3. ターミナル周辺エリア帰宅困難者数(推計)

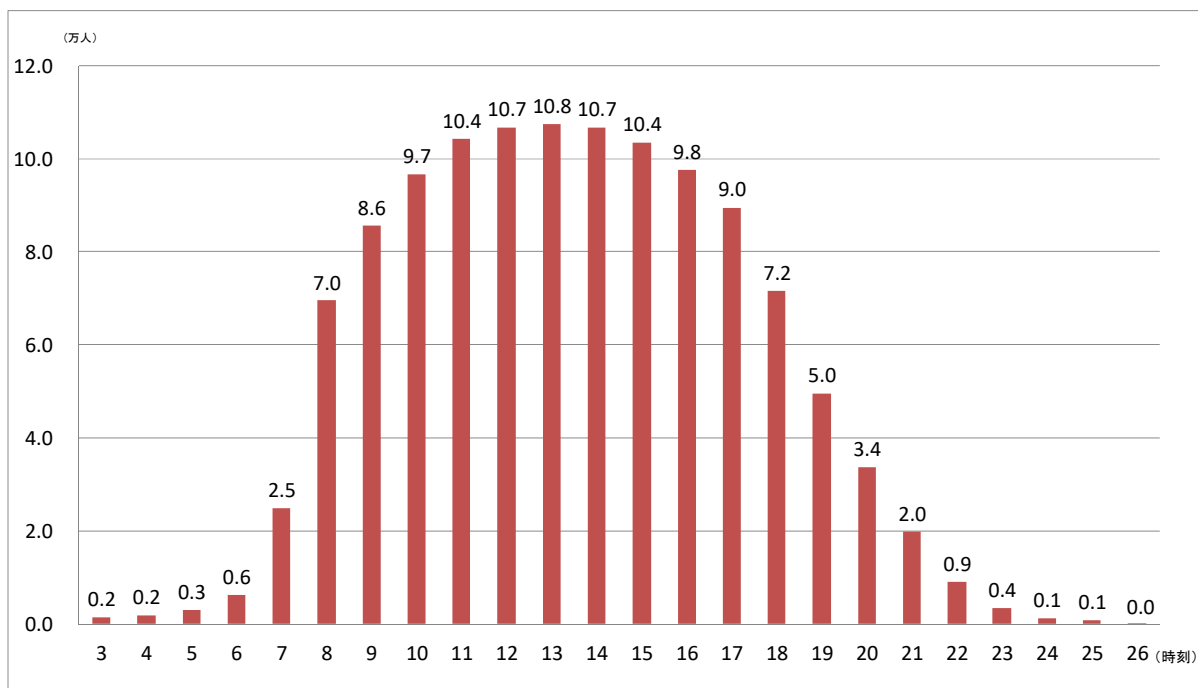
(1) ターミナル周辺エリアの滞留者数

パーソントリップデータ※から、下京区及び南区に滞在している非居住者数を整理すると、**図表 2**のようになった。これより、ターミナル周辺エリアの非居住滞留人口のピークは、平日 13 時にピーク 約 10.8 万人になると推定される。

※：第 5 回近畿圏パーソントリップ調査（平成 22 年度実施）のデータを基に、京都駅周辺における非居住滞留人口の推計を行い、来訪者の居住地、年齢層、来訪目的によって帰宅困難者になり得ると想定される人数を設定した。

- 1) 京都市内居住者については、指定避難所等での受入れを想定することから、ここでの非居住滞留人口からは除いている。
- 2) 第 5 回パーソントリップ調査においては、到着時間、出発時間が不明な回答が見られることから、滞留時間の算出が困難なサンプルが存在している。滞留時間の算出が困難なサンプル数については、滞留時間判明分から算定された時間帯別の滞留人口構成比に準じて、下京区・南区に滞在しているものと仮定し、不明分の考慮を行った。

図表 2 京都駅周辺（下京区，南区）の平日非居住滞留人口の推計

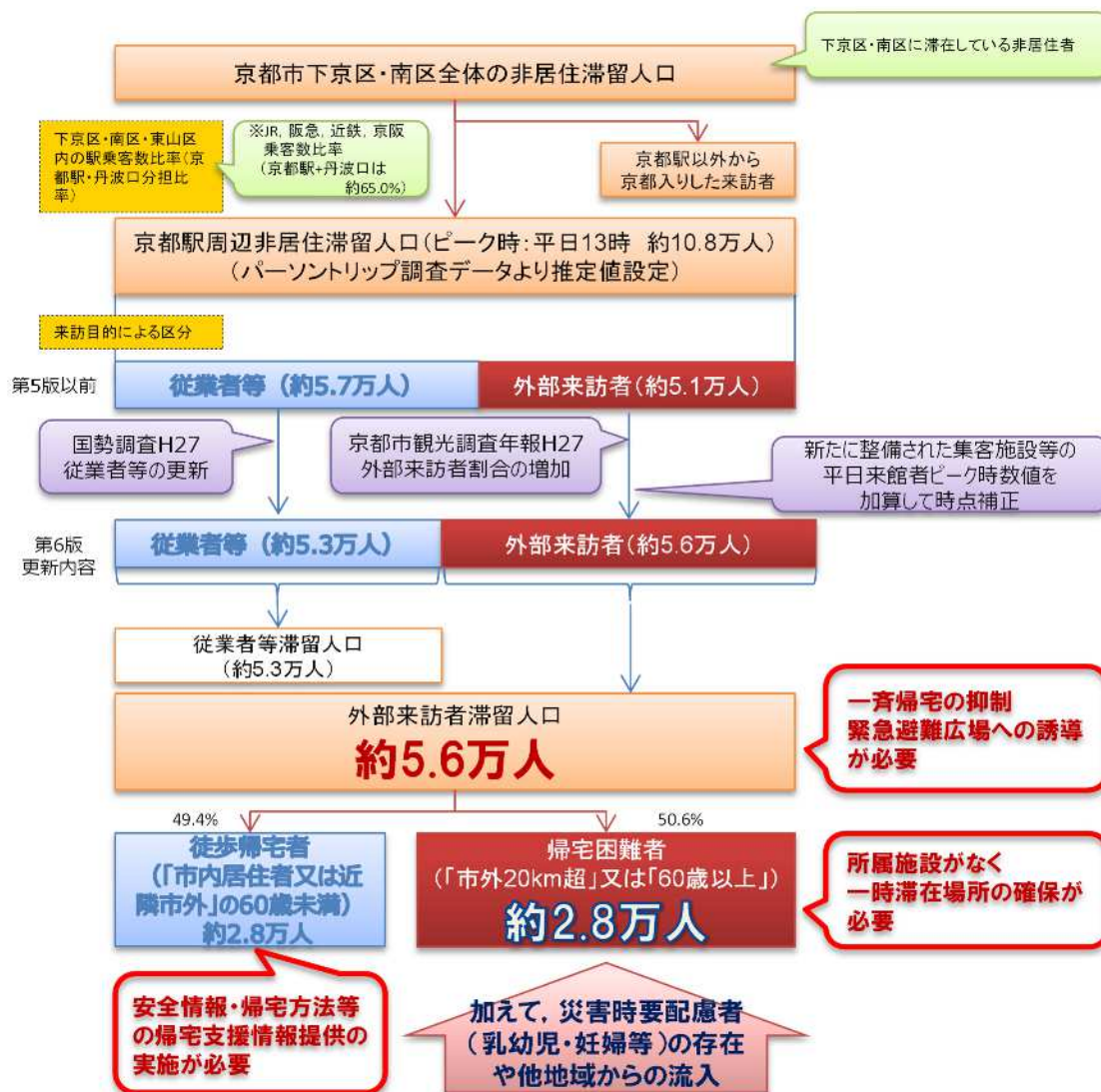


① ターミナル周辺エリアの帰宅困難者数

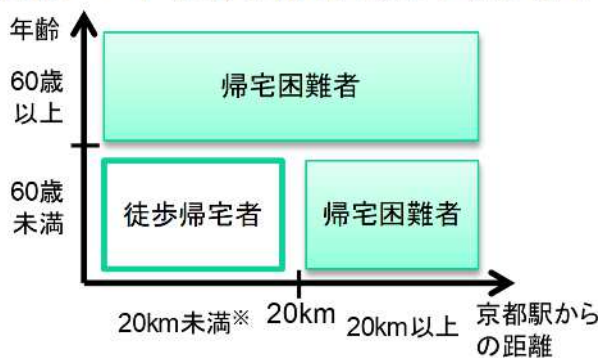
上記の滞留人口から帰宅困難者数を推計すると、事務所等の所属施設のない帰宅困難者が約2.8万人と推計された。

これに加え、災害時要配慮者（乳幼児、妊婦等）や他地域から京都駅周辺に来る人等が、ターミナル周辺エリアにおける帰宅困難者となるものと考えられる。

図表 3 退避行動シミュレーションに基づく帰宅困難者数の推計フローと推計結果



図表 4 推計フローにおける帰宅困難者と徒歩帰宅者の定義の考え方



4. 現状と課題

ターミナル周辺エリア内の事業者に対するアンケート調査※（以下「基礎調査アンケート」という。）結果から、下記の課題が明確になった。

※ターミナル周辺エリアにおける帰宅困難者対策の現状と課題を把握するための参考情報の収集を目的として実施されたアンケート調査。ターミナル周辺エリアに立地する従業員数が20名以上の事業所及び「京都市帰宅困難者ターミナル対策協議会」構成企業等を対象として、平成29年1月実施（配布件数：285件、回収数：87件）。

（1）帰宅困難者向けの備蓄物資の確保

ターミナル周辺エリア内の事業所においては、従業員向けの物資の備蓄は一定確保できているが、帰宅困難者向けには十分な備蓄ができていない。

基礎調査アンケートによると、来訪者用備蓄物資として提供可能な飲料水は20,924食、食料は41,443食、保温シートは13,846人、簡易トイレ223個が備蓄されている状況である。なお、緊急避難広場※のうち、保管スペースを提供いただいている施設については、京都市から事前に備蓄物資を配備している。

※緊急避難広場：災害直後、観光客等の安全を確保するため、一時的な滞留及び災害情報の提供などを行う場所

（2）多数の帰宅困難者の収容スペースの準備

ターミナル周辺エリアには、エリア内の滞留者に加え各観光地からも人が来るため、多数の帰宅困難者の発生が予想される。このため、現状開放可能な屋内スペースに加えて、更なる帰宅困難者収容スペースを確保することが必要である。

基礎調査アンケート結果によると、発災時に一時的に部外者（被災者）に開放可能な収容スペースの面積は合計41,060㎡となっている。

（3）建物倒壊や出火延焼による危険性への対応

京都市第3次地震被害想定によると、ターミナル周辺エリアで建物被害の発生する可能性が比較的高く、一部地域では出火危険度が高い。

（4）人、自動車、バス、タクシーの集中の抑制

通勤、通学、買物客、観光客などの来訪者が、一斉にターミナルに集中することで路上や駅周辺が大混雑する恐れがある。

(5) 情報の不足と通信網の混乱への対応

通勤・通学、観光客等の来訪者に対して、冷静な行動を促すには、災害情報・交通情報・避難情報、安否確認方法等、多様な情報を正確かつ迅速に伝える必要がある。

(6) 初期対応における行政の十分な支援が困難

行政機関は、発災直後は機能低下や被災者の救出・救護活動対応を優先する必要があるため、帰宅困難者への十分な初期対応が困難になる。

(7) トイレ、休憩スペースの確保、避難所での統制

帰宅困難者向けのトイレ・休憩スペース、一時滞在施設が確保されていないため、一般の避難所に住民と帰宅困難者の双方が集まり、混乱が予想される。

(8) 外国人観光客、修学旅行生への対応の必要性

言語・文化・習慣の異なる観光客、若年層のみの小グループへの対応が準備されていない。

(9) 非常用電源の確保

基礎調査アンケート回答事業者69社のうち、約4割が非常用電源等のエネルギー確保をしていない。一方で、非常用電源等を確保している約6割の建築物においては、非常用電源等による発電持続時間は数時間のものが多い。

非常用電源等による発電持続時間については、非常用電源の確保に関して回答のあった69社のうち30社から回答があり、平均約12時間、最大72時間、最小30分であった。

(10) 情報通信設備の配備

基礎調査アンケート回答事業者69社のうち、約8割の事業者が災害時における来訪者向け館内放送設備を有しており、半数以上の事業者が従業員向け情報伝達を確保している。一方で、約1割の事業者は、来訪者にも従業員にも情報通信伝達手段を有していない。

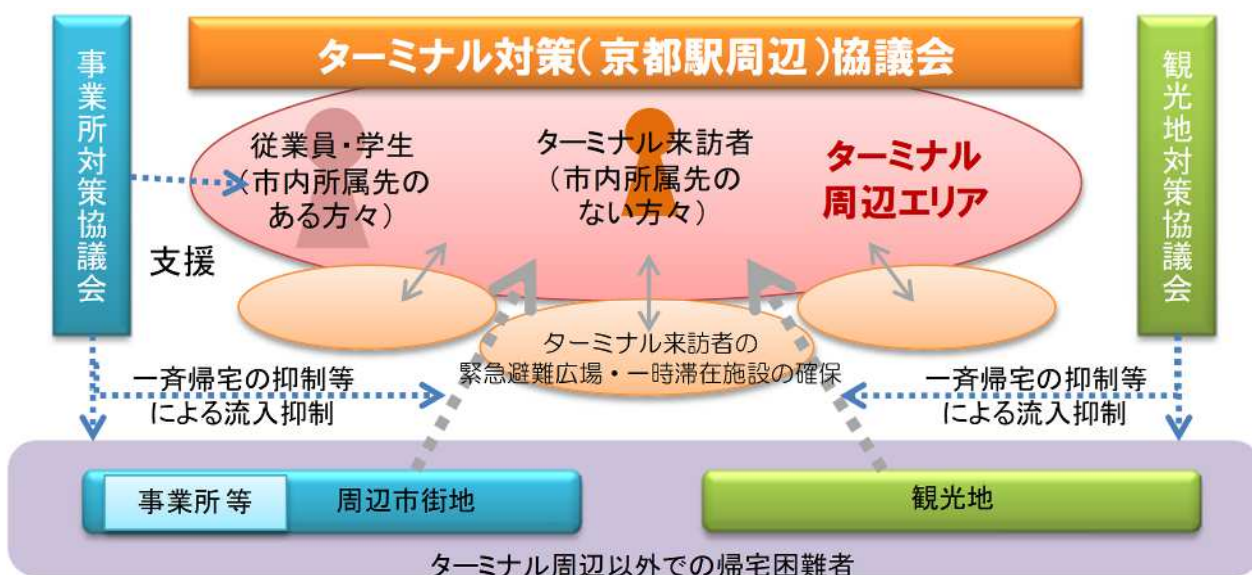
5. 滞在者等の安全の確保のための対策

(1) 滞在者等の対策に当たっての基本的考え方

大規模災害時には観光や通勤・通学などで京都市を訪れた多くの来訪者が、公共交通機関の停止や自動車の通行止め等の影響で、帰宅が困難となり、京都駅等のターミナルへ人の流れが集中する等、大きな混乱発生が懸念される。

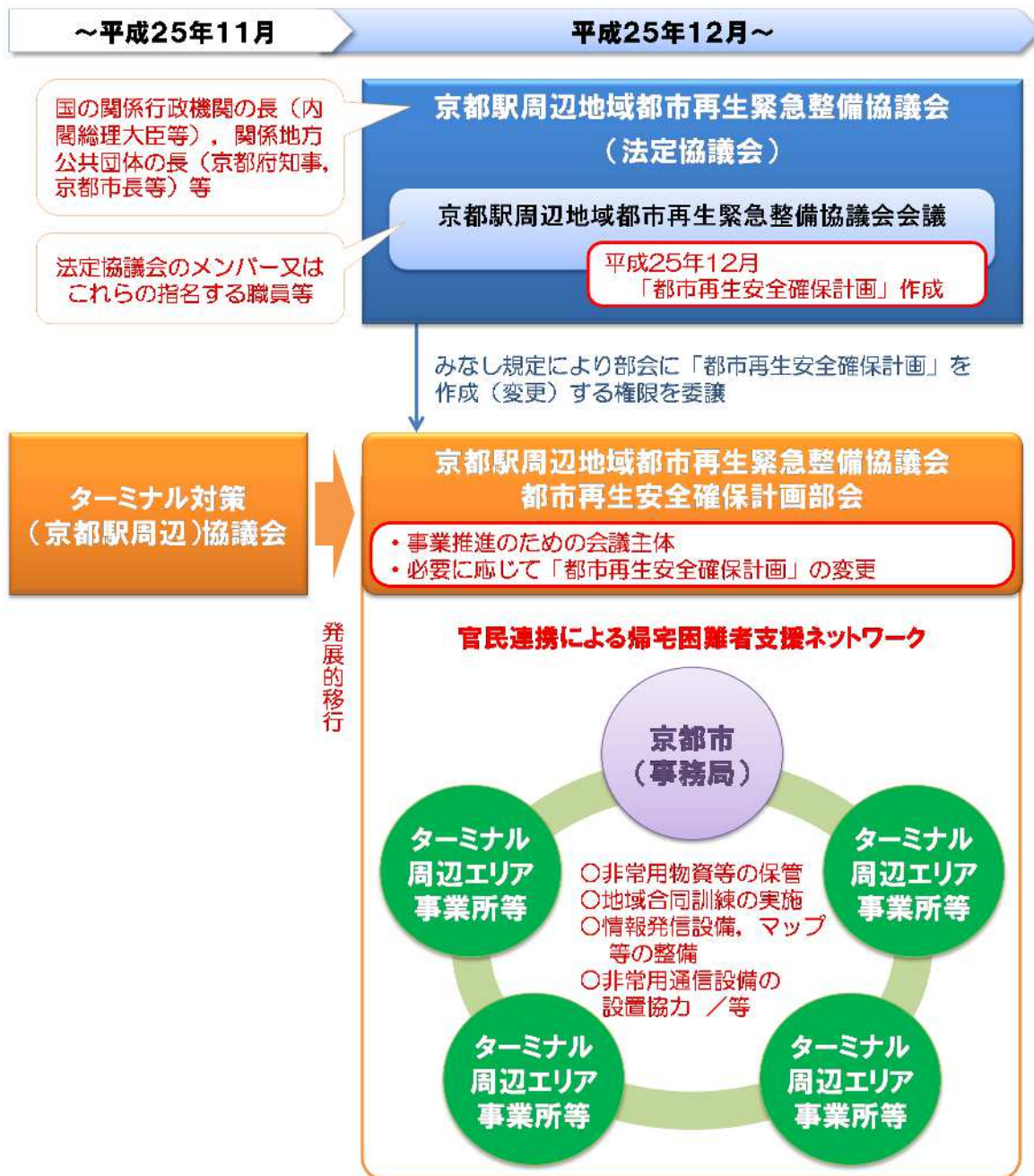
一方で、発災直後には、行政機関は機能低下や被災者の救出・救護活動対応を優先する必要があるため、帰宅困難者への十分な初期対応が困難になる。

このため、観光客については観光地において一斉帰宅を抑制し、通勤・通学者については各事業所で一斉帰宅を抑制することにより、帰宅困難者がターミナルへ集中することを緩和する。その上で、ターミナル周辺エリアにおいて滞在者等の安全を確保するという京都市全体で面的な対策を講じることを京都モデルの帰宅困難者対策の基本的な考え方とする。



この考え方に基づき、観光地における対策を検討する観光地対策協議会、事業所の役割を検討する事業所対策協議会を設けるとともに、ターミナル周辺エリアにおける対策を検討するため京都駅周辺の大規模施設等が主体となった「都市再生安全確保計画部会」（京都市帰宅困難者ターミナル対策（京都駅周辺）協議会から発展的に移行した組織。以下、「部会」という。）を設ける。

部会は他の二つの協議会と連携しながら、京都市との役割分担により、ターミナル周辺エリアにおける滞在者等の安全確保のための対策を実施していくとともに、必要に応じて都市再生安全確保計画を改正していく。



(2) 対策の基本方針

対策の基本方針として、次の7つを設定する。

対策1 初期対応は、地域が中心となっていく

- ・発災直後には、都市再生安全確保計画部会メンバー等による迅速な取組が重要
- ・情報・救援物資の提供、連絡調整、情報拠点^{*1}の運営などの支援を実施

対策2 一斉帰宅を抑制し、二次災害を生まない

- ・一斉徒歩帰宅等によるターミナル周辺エリアの道路や避難路等の混雑が予測され、人命救助等の応急対策の妨げのほか集団転倒や余震等による二次災害の懸念
- ・発災直後は、むやみに移動せず、安全な場所に留まるよう抑制

対策3 正確な情報を伝える

- ・一斉帰宅を抑制し、冷静な行動を促すために、災害時に有用な情報を、ターミナル周辺エリアのみならず、観光地など市内各地に正確かつ分かりやすく伝達
 - ①むやみに移動を開始しないための情報（家族等への連絡方法、公共機関の復旧見通し等）
 - ②帰宅困難者の安全確保・危険回避のための情報（被害状況、帰宅困難者向け緊急避難広場^{*2}・一時滞在施設^{*3}情報等）
 - ③帰宅困難者の安全な帰宅のための情報（帰宅方法、帰宅支援内容、搬送内容等）

対策4 発災後の行動を時系列で定め平時から備えておく

- ①発災から3日間の行動目標を時系列で設定
- ②行動目標達成のために必要な情報、体制、資機材、非常用電源、物資、人材等の事前準備・確保
- ③必要な情報拠点の指定
- ④上記①～③に関する情報周知・共有、訓練等の実施、協定の締結

対策5 限りあるスペースを有効に活用する

- ・ターミナル周辺エリア内にある建築物内の開放可能なスペース等については、緊急避難広場・一時滞在施設として地域全体が有効活用し、一人でも多くの帰宅困難者を収容できる体制づくり，ルールづくり

対策6 ハード面の事前対策の着実な推進

- ・帰宅困難者への情報伝達に必要な機器やエネルギー（非常用電源）の確保など，ハード的な対策と支援
- ・建築物内のスペースを確保するため，建築物の耐震性確保を推進

対策7 おもてなしの精神で来訪者に温かく

- ・災害時にも来訪者に温かく接し，市民，事業者が来訪者をもてなす「国際観光都市・京都」の精神を大切に
- ・被災者である帰宅困難者自身も協力し合い，救出・救護活動や情報拠点の運営に協力する共助精神を重視

*1：情報拠点：京都市から提供される広域状況や公共交通機関等の状況等の情報を掲示板等に掲示する場所。スマートフォンや災害時優先電話が配備されている。

*2：緊急避難広場：災害直後，観光客等の安全を確保するため，一時的な滞留及び災害情報の提供などを行う場所

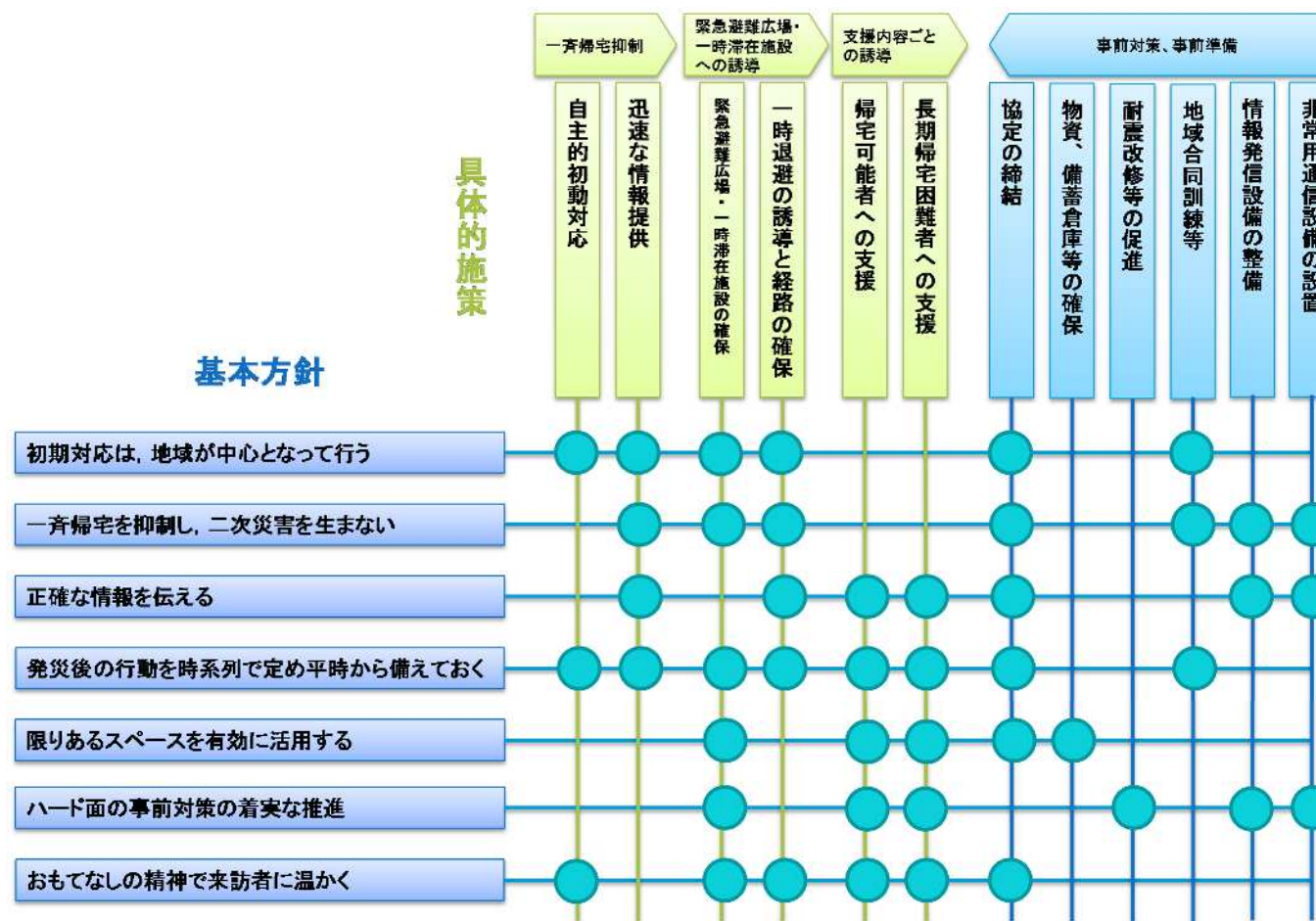
*3：一時滞在施設：緊急避難広場で滞留している観光客等が休憩・仮眠できる場所

(3) 具体的施策

① 基本方針と具体的施策の関係

先に設定した7つの基本方針に基づく具体的施策の関係を以下のとおり設定する。

具体的施策内容は、大きく「一斉帰宅抑制」、「緊急避難広場・一時滞在施設への誘導」、「支援内容ごとの誘導」及び「事前対策、事前準備」の4つに分類される。

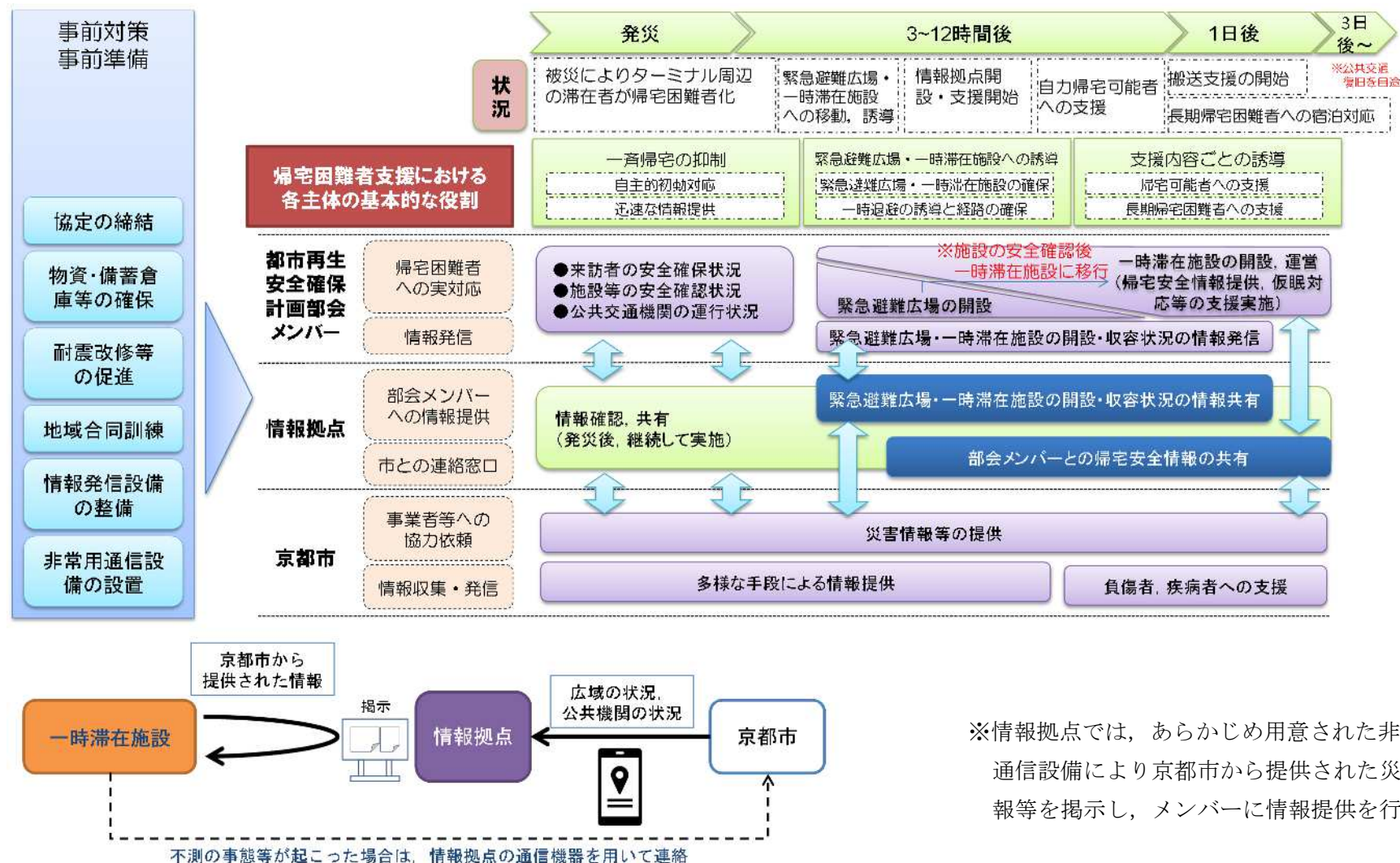


② 事前対策・事前準備と発災後の時系列と対応策のイメージ及び必要となる施策

発災直後は、施設ごとに、従業員・来訪者の安全確保、安全確認を速やかに実施する。

安全確認の結果、従業員や保有施設等に大きな被害がなく、従業員・来訪者の受入れ等への対応が可能な状況であることを前提として、各施設内及び各施設周辺の帰宅困難者への支援に当たる。

発災後の時系列と帰宅困難者対策の推移、各主体の役割分担について、下記のとおり設定する。



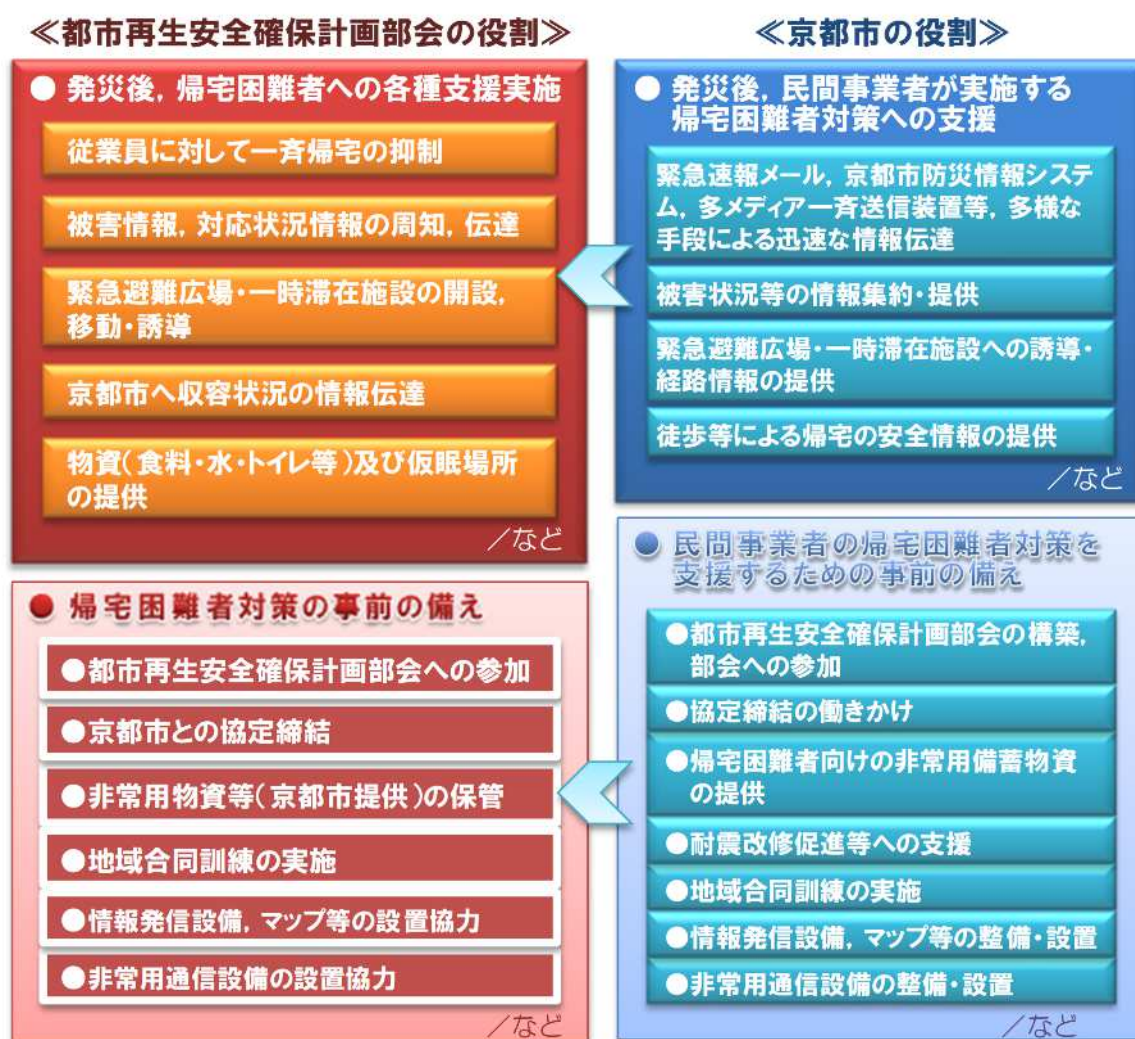
※情報拠点では、あらかじめ用意された非常用通信設備により京都市から提供された災害情報等を掲示し、メンバーに情報提供を行う。

③ 具体的施策と官民の役割分担

主要な具体的施策と官民の役割分担は以下のとおりとする。

京都市は、京都駅周辺地域における帰宅困難者対策が円滑に実施されるよう、民間事業者が実施する帰宅困難者支援対策への支援を実施する。

民間事業者は、「一斉帰宅の抑制」、「緊急避難広場・一時滞在施設への誘導」及び「支援内容ごとの誘導」を実施する。また、災害時に円滑に対策を実施することが可能となるよう、帰宅困難者対策の事前の備えとして、「都市再生安全確保計画部会への参加」、「京都市との協定締結」、「京都市が提供する非常用物資等の保管」、「地域合同訓練の実施」「情報発信設備、マップ等の設置協力」「非常用通信設備の設置協力」等に取り組むものとする。



a 帰宅困難者対策のための事前の備え

具体的施策概要	役割分担		
	都市再生安全確保計画 部会メンバー	京都市	その他
①地域において帰宅困難者を支援するための都市再生安全確保計画部会の構築	ターミナル周辺エリア内の企業における都市再生安全確保計画部会への参加	都市再生安全確保計画部会の構築（働きかけ等）、部会への参加	(緊急避難広場・一時滞在施設候補施設の所有者)計画的な施設耐震化
②京都市と企業等との帰宅困難者対策への協力に関する協定締結	協定締結	協定案の作成、協定締結の働きかけ	
③帰宅困難者向けの非常用備蓄物資の準備・備蓄倉庫等の確保	備蓄倉庫として活用可能な施設の抽出及び活用準備等 京都市から提供を受けた備蓄物資の保管	帰宅困難者用の備蓄物資の提供	
④耐震改修等の促進		耐震改修促進などへの支援	
⑤地域合同訓練等	避難誘導マニュアルの整備、従業員への周知徹底 平常時からの京都市及び関係者の合同による訓練(シェイクアウト訓練、図上訓練等)の実施	避難誘導マニュアルの作成 平常時からの京都市及び関係者の合同による訓練(シェイクアウト訓練、図上訓練等)の実施	
⑥緊急避難広場・一時滞在施設に関する情報発信設備、マップ等の整備	情報発信設備、マップ等の設置協力	情報発信設備、マップ等の整備・設置	
⑦非常用通信設備の設置	非常用通信設備の設置協力	非常用通信設備の整備・設置	

b 帰宅困難者への各種支援

	具体的施策概要	役割分担			
		都市再生安全確保計画部会メンバー	情報拠点	京都市	その他
一斉帰宅の抑制	①ターミナル周辺エリアでの自主的初動対応 都市再生安全確保計画部会メンバーが中心となって、来訪者の安全確保、施設の安全確認などを実施	従業員に対して一斉帰宅抑制を周知		一斉帰宅抑制につながる正確な情報の提供(周辺地域の被害状況、家族等への連絡方法、公共機関の復旧見通し等)	
	②迅速な情報提供				
	緊急速報メール、京都市防災情報システム(文字表示装置)、多メディア一斉送信装置、建物内の放送設備による伝達、口頭による伝達など	事業所内の放送設備や口頭による伝達	同左	京都市防災情報システム、多メディア一斉送信装置による情報提供 緊急速報メールによる情報伝達	
	被害状況の集約	京都市から提供された情報を確認・対応	京都市から提供された情報の掲示	被害状況等の集約 広域の状況及び公共交通機関の状況を情報拠点等に提供	
	ターミナル周辺エリアをはじめ、市内観光各地に対して、一斉帰宅を抑制するための迅速な情報提供を実施	被害情報、対応状況情報の従業員、来訪者への周知、伝達	同上	市内の被害情報、対応状況情報を収集 情報拠点等に提供 京都市帰宅支援サイトによる情報提供	

緊急避難広場・一時滞在施設への誘導

支援内容についての誘導

具体的施策概要	役割分担			
	都市再生安全確保計画部会メンバー	情報拠点	京都市	その他
③緊急避難広場・一時滞在施設の確保	テナント企業も含め、帰宅困難者を受け入れる緊急避難広場・一時滞在施設の開設・提供 京都市へ収容状況（帰宅困難者人数等）の情報伝達	緊急避難広場・一時滞在施設の開設・収容状況に関する情報共有と掲示	緊急避難広場・一時滞在施設の開設・収容状況に関する情報集約 情報拠点等への情報伝達	（緊急避難広場・一時滞在施設候補施設所有者）場所の提供、緊急避難広場となり得る施設の安全性確保
④一時退避の誘導と経路の確保	緊急避難広場・一時滞在施設への移動誘導	京都市から提供された情報等の掲示	緊急避難広場・一時滞在施設の開設状況・収容状況を踏まえた、各施設への誘導・経路情報の提供 京都市帰宅支援サイトによる情報提供	
⑤帰宅可能者への支援 京都市及び周辺地域の災害情報、公共交通情報、道路混雑状況情報、帰宅支援ステーションマップ等の提供	京都市等からの情報を滞在者、滞留者に周知	同上	被害情報、公共交通情報、道路情報等の提供 徒歩等による帰宅の安全情報の提供	（公共交通事業者） 公共交通情報（広域状況も含む）の京都市への提供
⑥長期帰宅困難者への支援 長期帰宅困難者の滞在（仮眠）場所、飲食等の提供、安全確保	帰宅困難者への情報提供、物資（食料、水、トイレ、毛布等）の提供、仮眠場所の提供	同上	負傷者、疾病者への支援 京都市及び周辺地域の災害情報、公共交通情報、道路混雑状況情報等の継続提供	（公共交通事業者） 公共交通情報（広域状況も含む）の京都市への提供

④ 具体的施策と年次計画

主要な具体的施策について、今後の取組時期と段階的な内容については、以下のとおりとする。

a 帰宅困難者対策のための事前の備え

具体的施策概要	年次計画		
	短期的取組	中期的取組	長期的取組
① 地域において帰宅困難者を支援するための都市再生安全確保計画部会の構築	○避難誘導計画策定 ○エリアとしての帰宅ルールの策定		
② 京都市と企業等との帰宅困難者対策への協力に関する協定締結	○避難経路の確保 ○一時滞在施設確保に向けた容積率緩和制度の確立		
③ 帰宅困難者向けの非常用備蓄物資の準備・備蓄倉庫等の確保	○備蓄物資の充実	○備蓄物資の充実	
④ 耐震改修等の促進			○耐震化促進制度の策定
⑤ 地域合同訓練等	○帰宅困難者訓練実施	○地域合同訓練の実施	
⑥ 緊急避難広場・一時滞在施設に関する情報発信設備、マップ等の整備	○マップ等の整備	○デジタルサイネージの設置、運営	○非常用電源設備の充実
⑦ 非常用通信設備の設置	○非常用通信設備の設置		

(4) 滞在者等の安全確保のために実施する事業及び事務

① 都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設の整備及び管理

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号及び第3号に規定する、都市開発事業の施行に関連して必要となる都市再生安全確保施設（退避通路、情報発信設備、一時退避場所、備蓄倉庫）の整備及び管理に関する事項については、前項までで整理した主要な具体的施策に基づいて、実施が想定される事業及び事務内容を検討し、計画に記載する。

都市再生安全確保施設の一つである緊急避難広場及び一時滞在施設について、以下の方針に基づき指定、記載するものとする。緊急避難広場及び一時滞在施設の指定状況については、別図表1及び別図表2のとおりである。

a 緊急避難広場について

京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域都市再生緊急整備協議会は、京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域都市再生安全確保計画に基づく外部来訪者滞留人口に応じて、開設が必要となる緊急避難広場数を想定し、緊急避難広場をあらかじめ指定する。

(a) 協定の締結

指定に当たっては、各施設管理者等と必要な協議を行い、大規模災害時の運用等について協定又は協定に代わるもの（以下「協定等」という。）を締結するものとする。

(b) 公表

緊急避難広場を指定したときには、以下の事項について速やかに計画に記載するものとする。

- ア 行政区、施設の名称、所在地
- イ その他必要と認める事項

b 一時滞在施設について

京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域都市再生緊急整備協議会は、京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域都市再生安全確保計画に基づく帰宅困難者数に応じて、開設が必要となる一時滞在施設数を想定し、帰宅困難者を収容するに足りる安全な建物の中から、一時滞在施設をあらかじめ指定する。

(a) 協定の締結

指定に当たっては、各施設管理者等と必要な協議を行い、大規模災害時の運用等について協定又は協定に代わるもの（以下「協定等」という。）を締結するものとする。

(b) 指定基準等

一時滞在施設の待機スペースは屋内空間であること

【待機スペースの具体的例示】

多目的ホール、宴会場、食堂、会議室その他これらに類する建築物の部分で、閉鎖された空間であり、災害発生時には使用できるもの

(c) 公表

一時滞在施設を指定したときには、以下の事項について速やかに計画に記載するものとする。

ア 行政区、施設の名称、所在地

イ その他必要と認める事項

(d) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度利用地区の

容積率割増しの適用を受ける建築物について

一時滞在施設の確保による容積率の割増しを受ける場合には以下のとおりとする。

ア 協定の締結

指定に当たっては、各施設管理者等と必要な協議を行い、大規模災害時の運用等について承継効を付した協定を締結しなければならない。

イ 指定基準等

一時滞在施設は、一の建築物について以下の基準を満たさなければならない。

(ア) 昭和56年6月以降に着工された建物であること。ただし、それ以前の建物であっても耐震診断その他の方法によって耐震性の確保が確認されている場合はその限りではない。

(イ) 一時滞在施設の待機スペースは屋内空間であること

【待機スペースの具体的例示】

多目的ホール、宴会場、食堂、会議室その他これらに類する建築物の部分で、閉鎖された空間であり、災害発生時には使用できるもの

(ウ) 建物内の待機スペースは一の建築物において概ね1人あたり2平方メートルを基準として100人以上収容することができること

ウ 公表

一時滞在施設を指定したときには、以下の事項について速やかに計画に記載する

ものとする。

- (ア) 行政区、施設の名称、所在地、施設名
- (イ) 所有者、待機スペースの面積、場所のわかる図面
- (ウ) その他必要と認める事項

② 都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修等

都市再生特別措置法第19条の15第2項第4号に規定する、都市再生安全確保施設を有する建築物の耐震改修・その他帰宅困難者の安全確保を図るために必要な事業等については、建物所有者等と実施に向けた協議が整った時点で計画に記載することとする。

③ 滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務

都市再生特別措置法第19条の15第2項第5号に規定する、災害時に実施する具体的な事項については、「(3)③b帰宅困難者への各種支援」に掲げるとおりとする。

災害時の各種支援内容を「一斉帰宅の抑制」、「緊急避難広場・一時滞在施設への誘導」及び「支援内容ごとの誘導」の3テーマに分類し、都市再生安全確保計画部会メンバー、情報拠点、京都市の各主体が役割分担を基本として、相互に連携して、帰宅困難者等の安全の確保を図る。

④ 滞在者等の安全の確保のために必要な事項

都市再生特別措置法第19条の15第2項第6号に規定する、帰宅困難者等の安全の確保のために必要な事項については、「(3)③a帰宅困難者対策のための事前の備え」に掲げるとおりとする。

平常時からの京都市及び地域の合同訓練等の実施等を通じて、災害時の帰宅困難者マニュアルの整備、従業員への周知徹底等を図る。

⑤ 計画の進行管理

本計画の進行管理、PDCAの体制・進め方については以下のとおりとする。

① 計画進行管理体制

京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域都市再生緊急整備協議会の下部組織に部会を設け、京都駅周辺における帰宅困難者対策の連絡会議として位置付ける。

都市再生安全確保計画の進行管理体制は、部会に参加する関係機関が連携しながら行う。

② 進行管理のイメージ・方法

災害時における帰宅困難者対策の推進にあたっては、京都駅周辺地域の環境変化、各事業所等の取組の状況等を踏まえ、機動的に内容を改善・更新することが重要となる。

部会を定期的を開催し、都市再生安全確保計画に定められた取組成果の検証を行い、本計画のレベルアップを継続的に図っていくものとする。

別図表

(別図表 1) 緊急避難広場の指定状況一覧

緊急避難広場については、関係主体と協議の結果、下記のとおり指定されている（令和3年8月25日現在）。

各対象施設において実施が想定される事業及び事務内容等の詳細事項については、継続検討を行い、協議が整った時点で計画に記載する。

なお、今後も都市再生安全確保計画部会を中心に継続検討を実施し、建物所有者等と実施に向けた協議が整った時点で、追加指定を行い、順次計画に追記することとする。

都市再生安全確保施設に係る事項					法第19条の15第2項第2号			法第19条の15第2項第3号		
					事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	行政区	施設の名称	種類	所在地	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理内容	実施期間
1	下京区	東本願寺	その他施設	烏丸通七条上る常葉町754	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	H26	東本願寺	施設の管理, 保守点検	H26 ～
2	下京区	西本願寺	その他施設	堀川通花屋町上る	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	H26	西本願寺	施設の管理, 保守点検	H26 ～
3	下京区	京都駅北口広場 (西日本旅客鉄道株)	その他施設	烏丸通塩小路下る東塩小路町901	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	H26	西日本旅客鉄道株(京都駅北口広場管理組合)	施設の管理, 保守点検	H26 ～
4	下京区	京都駅八条口通路 (東海旅客鉄道株)	その他施設	東塩小路高倉町8-3	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	H26	東海旅客鉄道株	施設の管理, 保守点検	H26 ～
5	下京区	京都駅1階通路 (近畿日本鉄道株)	その他施設	東塩小路釜殿町31-1	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	H26	近畿日本鉄道株	施設の管理, 保守点検	H26 ～
6	南区	東寺	その他施設	九条町1番地	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	H26	東寺	施設管理, 保守点検	H26 ～

都市再生安全確保施設に係る事項					法第19条の15第2項第2号			法第19条の15第2項第3号		
					事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	行政区	施設の名称	種類	所在地	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理内容	実施期間
7	下京区	京都水族館	その他施設	観喜寺町35番地の1	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	H27	オリックス不動産株式会社	施設管理, 保守点検	H27～
8	下京区	京都鉄道博物館	その他施設	京都市下京区観喜寺町	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	R4	公益財団法人 交通文化振興財団	施設管理, 保守点検	R4～

面積合計：約45,000㎡

(別図表2) 一時滞在施設の指定状況一覧

一時滞在施設については、関係主体と協議の結果、下記のとおり指定されている（令和6年10月1日現在）。

各対象施設において実施が想定される事業及び事務内容等の詳細事項については、継続検討を行い、協議が整った時点で計画に記載する。

なお、今後も都市再生安全確保計画部会を中心に継続検討を実施し、建物所有者等と実施に向けた協議が整った時点で、追加指定を行い、順次計画に追記することとする。

都市再生安全確保施設に係る事項					法第19条の15第2項第2号			法第19条の15第2項第3号			備 考
					事業に係る事項			管理に係る事項			
番号	行政区	施設の名称	種 類	所在地	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理内容	実施期間	
1	下京区	東本願寺	退避施設	烏丸通七条上る常葉町754	京都市	非常用備蓄物資の準備，非常用通信設備の設置	H26	東本願寺	施設の管理，保守点検	H26～	
2	下京区	西本願寺	退避施設	堀川通花屋町上る	京都市	非常用備蓄物資の準備，非常用通信設備の設置	H26	西本願寺	施設の管理，保守点検	H26～	
3	下京区	京都劇場	退避施設	烏丸通塩小路下る東塩小路町901	京都市	非常用備蓄物資の準備，非常用通信設備の設置	H26	京都駅ビル開発㈱	施設の管理，保守点検	H26～	
4	下京区	京都駅ビル駐車場	退避施設	烏丸通塩小路下る東塩小路町901	京都市	非常用備蓄物資の準備，非常用通信設備の設置	H26	京都駅ビル開発㈱	施設の管理，保守点検	H26～	
5	下京区	ホテルグランヴィア京都	退避施設	烏丸通塩小路下る東塩小路町901	京都市	非常用備蓄物資の準備，非常用通信設備の設置	H26	㈱ジェイアール西日本ホテル開発	施設の管理，保守点検	H26～	
6	下京区	京都市大学のまち交流センター（キャンパスプラザ京都）	退避施設	西洞院通塩小路下る東塩小路町939 キャンパスプラザ京都	京都市	非常用備蓄物資の準備，非常用通信設備の設置	H26	京都市（公益財団法人大学コンソーシアム京都）	施設の管理，保守点検	H26～	

都市再生安全確保施設に係る事項					法第19条の15第2項第2号			法第19条の15第2項第3号			備 考
					事業に係る事項			管理に係る事項			
番号	行政区	施設の名称	種 類	所在地	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理内容	実施期間	
7	下京区	京都センチュリーホテル	退避施設	東塩小路町 6 8 0	京都市	非常用備蓄物資の準備, 非常用通信設備の設置	H26	京阪ホテルズ&リゾーツ(株)	施設の管理, 保守点検	H26 ～	
8	下京区	京都タワーホテル	退避施設	烏丸通七条下ル	京都市	非常用備蓄物資の準備, 非常用通信設備の設置	H27	京阪ホテルズ&リゾーツ(株)	施設の管理, 保守点検	H27 ～	
9	南区	アバンティビル	退避施設	西九条西山王町 3 1	京都市	非常用備蓄物資の準備, 非常用通信設備の設置	H27	アバンティビル管理組合	施設の管理, 保守点検	H27 ～	※京都都市計画高度利用地区の容積率割増しの適用を受ける建築物
10	下京区	リーガロイヤルホテル京都	退避施設	東堀川通り塩小路下ル松明町1	京都市	非常用備蓄物資の準備, 非常用通信設備の設置	H27	RRH 京 都 オペレーションズ合同会社	施設の管理, 保守点検	H27 ～	
11	南区	京都テルサ	退避施設	東九条下殿田町 7 0	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	H29	一般財団法人京都府民総合交流事業団	施設管理, 保守点検	H29 ～	
12	南区	京都 J A ビル	退避施設	京都市南区東九条西山王町1	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	R3	株式会社京都 J A ビル	施設管理, 保守点検	R3 ～	

都市再生安全確保施設に係る事項					法第19条の15第2項第2号			法第19条の15第2項第3号			備 考
					事業に係る事項			管理に係る事項			
番号	行政区	施設の名称	種 類	所在地	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理内容	実施期間	
13	下京区	京都鉄道博物館	退避施設	京都市下京区観喜寺町	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	R4	公益財団法人交通文化振興財団	施設管理, 保守点検	R4～	
14	下京区	京都梅小路花伝抄	退避施設	京都市下京区朱雀内畑町4 1－1 0	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	R4	株式会社共立メンテナンス	施設管理, 保守点検	R4～	
15	下京区	梅小路ホテル京都	退避施設	京都市下京区観喜寺町1 5	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	R4	株式会社 J R 西日本ホロニック	施設管理, 保守点検	R4～	
16	下京区	ホテルエミオン京都	退避施設	京都市下京区朱雀堂ノ口町2 0－4	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	R4	ホテルエミオン京都	施設管理, 保守点検	R4～	
17	下京区	京都ポルタ	退避施設	京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町9 0 2	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	R5	JR西日本京都SC開発株式会社	施設管理, 保守点検	R5～	
18	下京区	公立大学法人京都市立芸術大学	退避施設	京都市下京区下之町5 7－1	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	R6	公立大学法人京都市立芸術大学	施設管理, 保守点検	R6～	

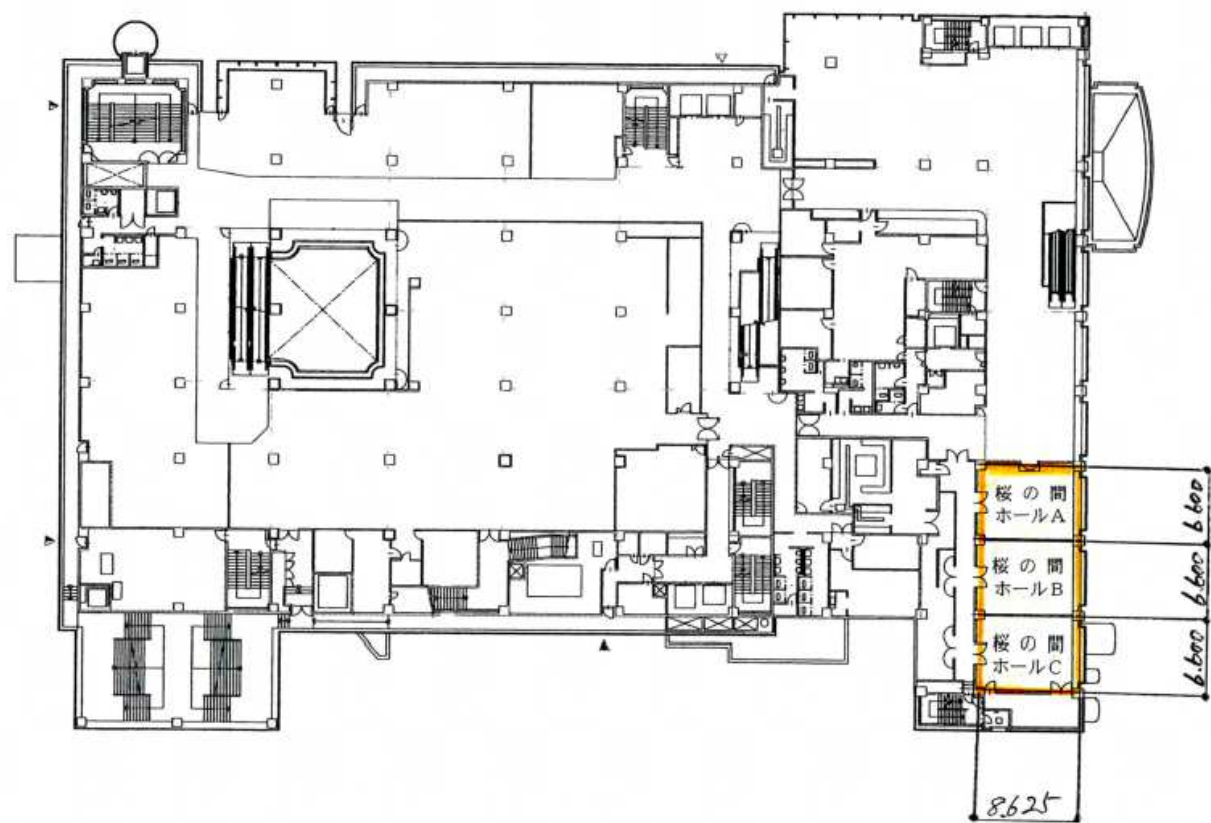
都市再生安全確保施設に係る事項					法第19条の15第2項第2号			法第19条の15第2項第3号			備 考
					事業に係る事項			管理に係る事項			
番号	行政区	施設の名称	種 類	所在地	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理内容	実施期間	
19	南区	ワコール新京都ビル	退避施設	京都市南区西九条北ノ内町6	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	R6	株式会社ワコール	施設管理, 保守点検	R6～	
20	下京区	メルキュール京都ステーション	退避施設	京都市下京区油小路288	京都市	非常用備蓄物資の準備 非常用通信設備の設置	R6	メルキュール京都ステーション	施設管理, 保守点検	R6～	

面積合計：約30,000㎡

(別図表 2 - 1) 京都都市計画 (京都国際文化観光都市建設計画) 高度利用地区の容積率割増しの適用を受ける建築物について

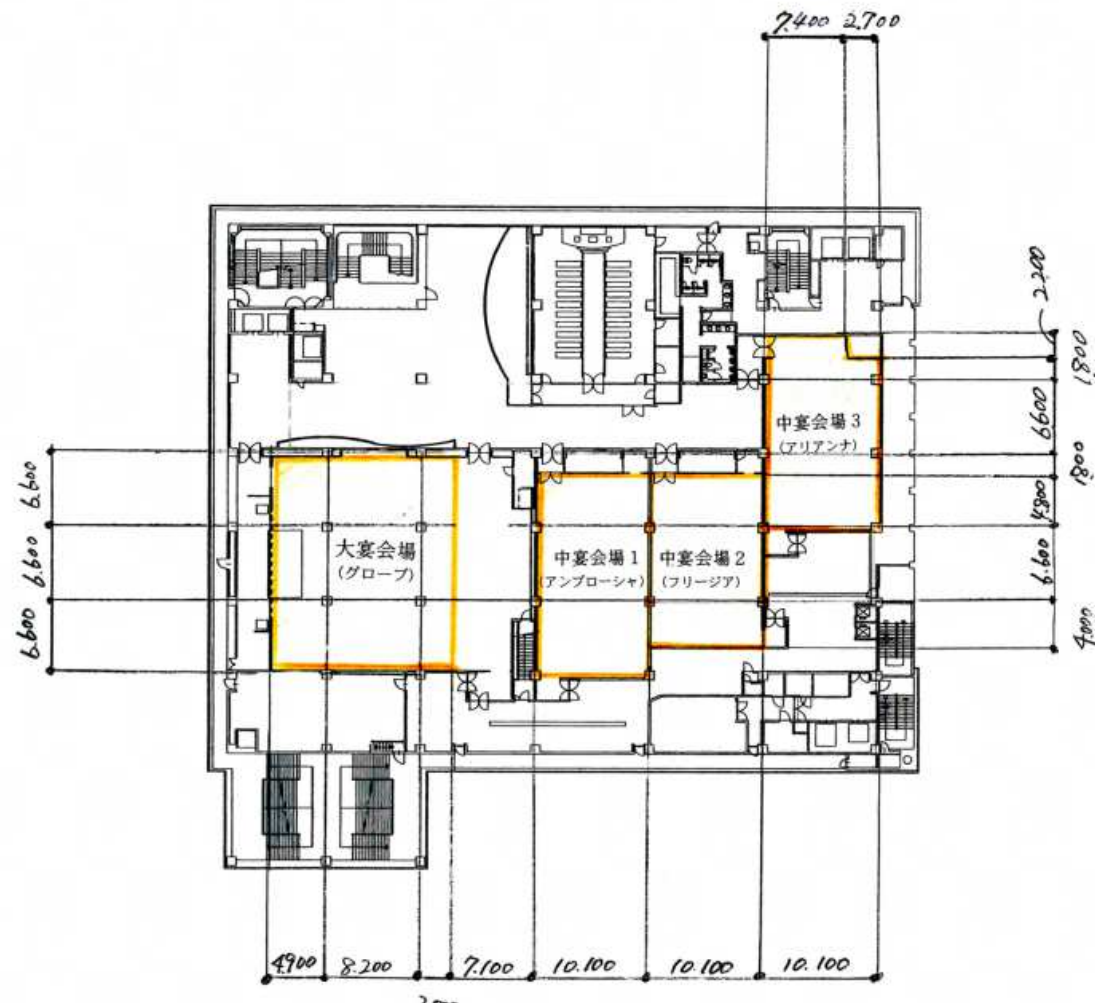
番号	行政区	施設の名称	所在地	施設名	所有者	待機スペース の面積
9	南区	アバンティビル	西九条西山王町 3 1	2 階 ホテル京阪京都 桜の間 (ホールA, B, C)	(株)ホテル京阪	1 7 0 m ²
				8 階 マリアージュグランデ 大宴会場(グローブ) 中宴会場 1 (アンブローシャ) 中宴会場 2 (フリーズア) 中宴会場 3 (アリアンナ)	(株)セレマ	8 0 0 m ²
				9 階 龍谷大学響都ホール校友会館 ホール(ロビー, 客席)	学校法人龍谷大学	4 0 0 m ²

< 2階平面図 >



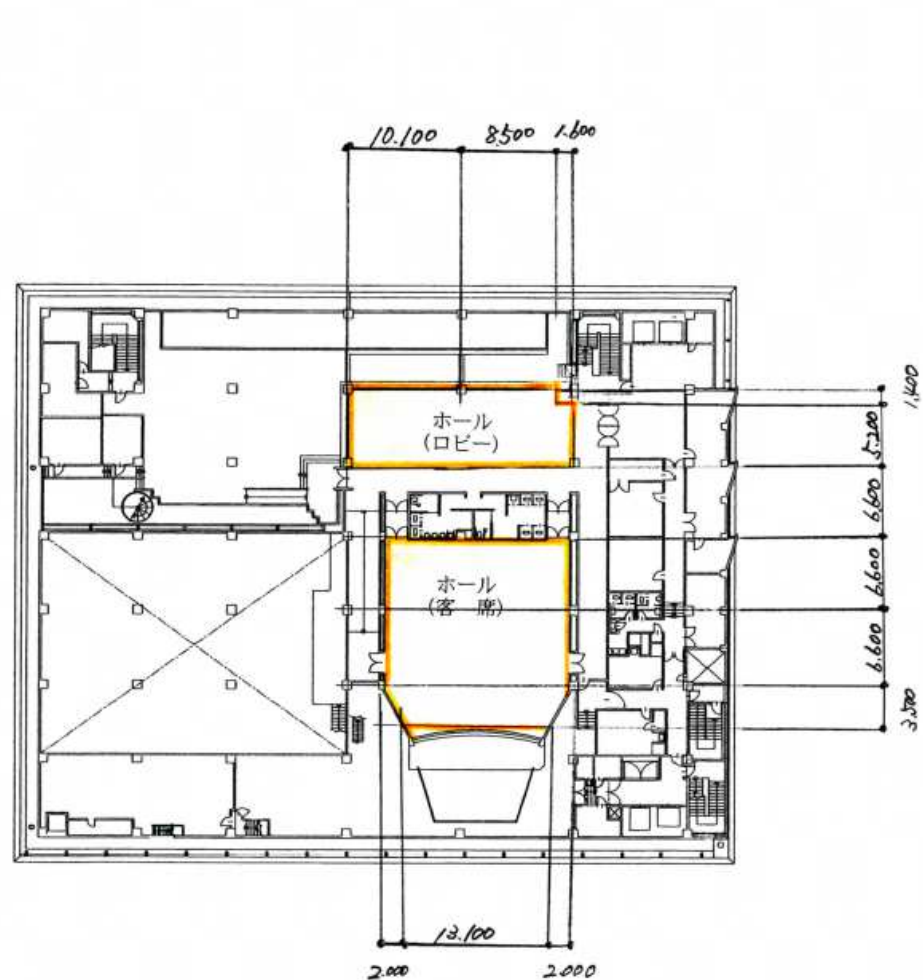
アバンティビル
2階平面図

< 8 階平面図 >



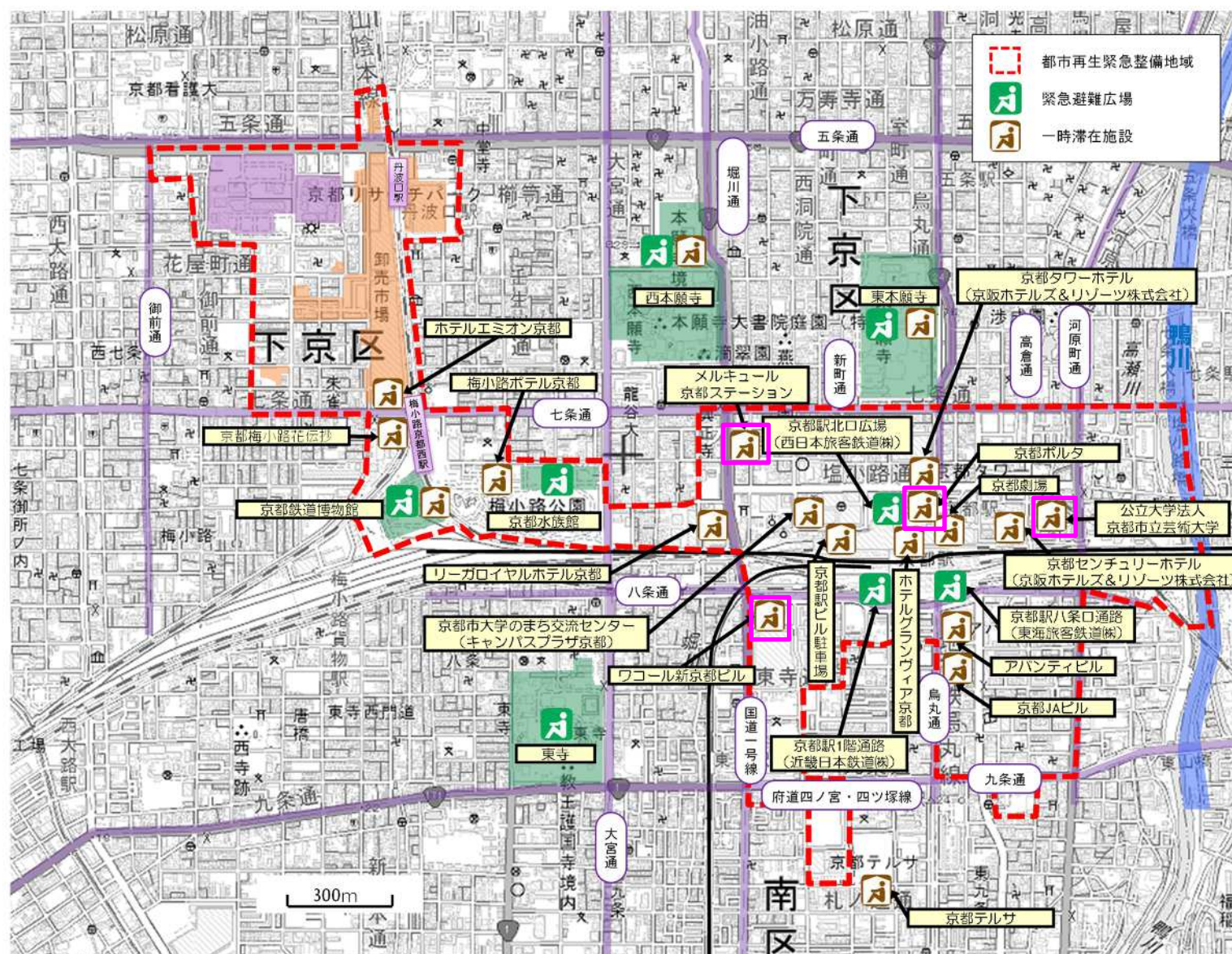
アバンティビル
8 階平面図

< 9 階平面図 >



アバンティビル
9 階平面図

(別図表 3) 都市再生安全確保計画図 (都市再生安全確保施設整備の位置・名称)



(別図表 4) 京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域都市再生安全確保計画改正経過

No.	年月日	改正内容
1	令和6年〇月〇日策定	(以下は京都駅周辺地域都市再生安全確保計画の改正経過)
1	平成25年12月19日策定	
2	平成26年 3月27日一部改正	・緊急避難広場，一時滞在施設の指定方針の追加 ・(別図表 1) 緊急避難広場の指定状況一覧の追加 ・(別図表 2) 一時滞在施設の指定状況一覧の追加 ・(別図表 3) 都市再生安全確保計画図(都市再生安全確保施設整備の位置・名称)の追加 ・その他，注釈・補記の追加，修正等
3	平成26年 6月 2日一部改正	・一時滞在施設の指定について高度利用地区の容積率割増しの適用を受ける建築物の要件を追加 ・(別図表 1) 管理に係る事項の追加 ・(別図表 2) 管理に係る事項の追加 ・その他，注釈・補記の追加，修正等
4	平成27年 3月24日一部改正	・(別図表 2) 一時滞在施設の追加 ・(別図表 2－1) 追加 ・(別図表 3) 一時滞在施設の追加 ・その他，注釈・補記の追加，修正等
5	平成27年 7月27日一部改正	・(別図表 2) 一時滞在施設の追加 ・(別図表 3) 一時滞在施設の追加 ・その他，修正等
6	平成29年 3月24日一部改正	・都市再生緊急整備地域の拡大(「2. 計画の対象」の修正及び図表 1 の更新) ・3 (1) ① 帰宅困難者数及び図表 3 の更新 ・4 (1) 説明文及び図表 5 の更新 ・4 (2) 図表 6 の更新 ・4 (9) 説明文及び図表 7 の更新，図表 8 の追加 ・4 (10) 説明文及び図表 9 の更新 ・(別図表 3) 都市再生安全確保計画図の更新(都市再生緊急整備地域範囲の拡大) ・その他，修正等

7	平成30年 2月23日一部改正	・（別図表 1）緊急避難広場の指定状況一覧の追加 ・（別図表 2）一時滞在施設の指定状況一覧の追加 ・（別図表 3）都市再生安全確保計画図（都市再生安全確保施設整備の位置・名称）の追加 ・ターミナル周辺エリア内の事業者に対するアンケート調査の別添資料化 ・その他，修正等
8	令和 3年 8月25日一部改正	・（別図表 2）一時滞在施設の指定状況一覧の追加 ・（別図表 3）都市再生安全確保計画図（都市再生安全確保施設整備の位置・名称）の追加 ・その他，修正等
9	令和 4年 8月23日一部改正	・（別図表 2）一時滞在施設の指定状況一覧の追加 ・（別図表 3）都市再生安全確保計画図（都市再生安全確保施設整備の位置・名称）の追加 ・その他，修正等
10	令和 5年 8月25日一部改正	・（図表 1）京都駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 都市再生安全確保計画部会 構成員一覧の修正 ・（別図表 2）一時滞在施設の指定状況一覧の修正 ・（別図表 3）都市再生安全確保計画図（都市再生安全確保施設整備の位置・名称）の修正 ・その他，修正等
11	令和 6年 8月29日一部改正	・（図表 1）京都駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 都市再生安全確保計画部会 構成員一覧の修正 ・（別図表 2）一時滞在施設の指定状況一覧の修正 ・（別図表 3）都市再生安全確保計画図（都市再生安全確保施設整備の位置・名称）の修正 ・その他，修正等

京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域
都市再生緊急整備協議会事務局

（ 内 閣 府 ）
（ 京 都 市 ）

問い合わせ先

京都市都市計画局まち再生・創造推進室

電話：０７５－２２２－３５０３

FAX：０７５－２２２－３４７８

E-mail：machisai@city.kyoto.lg.jp

(別添資料)

京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域都市再生安全確保計画

ターミナル周辺エリア内の事業者に対するアンケート

調査結果

(資料) ターミナル周辺エリア内の事業者に対するアンケート調査

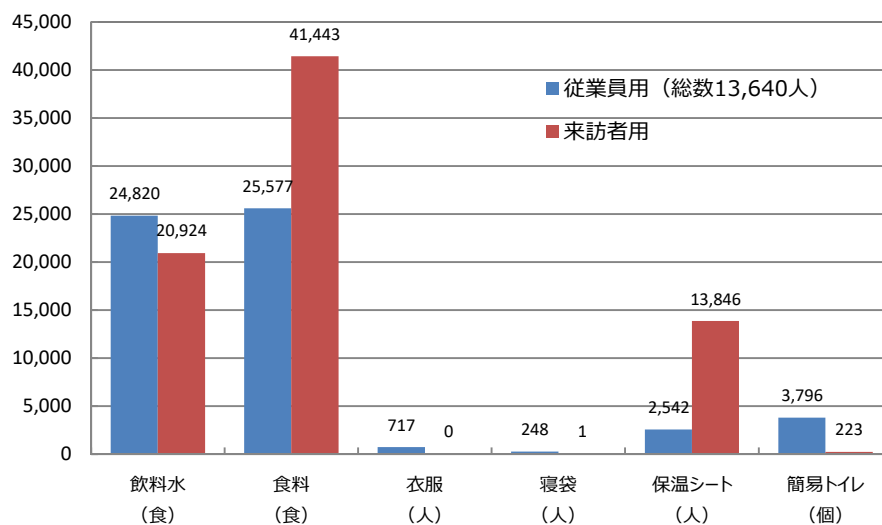
本調査は、ターミナル周辺エリア内における帰宅困難者対策の現状と課題を把握するための参考情報の収集を目的として実施されたアンケート調査である。

ターミナル周辺エリアに立地する従業員数が20名以上の事業所及び「京都市帰宅困難者ターミナル対策協議会」構成企業等を対象として、平成29年1月に実施した。(配布件数285件、回答数：87件)

※ 各標題の下にかっこ書きで京都駅周辺・京都南部油小路通沿道地域都市再生安全確保計画における関係する項目を記載している。

1 ターミナル周辺エリアにおける来訪者用備蓄物資の備蓄状況

(4. 現状と課題 (1) 帰宅困難者向けの備蓄物資の確保)



来訪者用備蓄物資の業種別の内訳

業種	飲料水 [食(※1)]	食料 [食]	衣服 [人]	寝袋 [人]	保温シート (※2) [人]	簡易トイレ [個]
医療・病院	936	450	0	0	0	0
駅・交通・運輸	0	0	0	0	0	0
ホテル・旅館	2,040	1,730	0	0	0	1
不動産・ビル管理	120	0	0	0	100	100
観光等	1,500	21,500	0	0	6,300	43
飲食	0	0	0	0	0	0
小売・物販	15,600	16,700	0	0	7,400	74
オフィス等	443	1,031	0	1	46	5
その他	285	32	0	0	0	0
合計	20,924	41,443	0	1	13,846	223

※1:飲料水について、L(リットル)で回答のあったものは、1食当たり1Lとして換算。

※2:保温シートは、毛布として回答したものを含む。

2 災害時に開放可能な収容スペースの面積

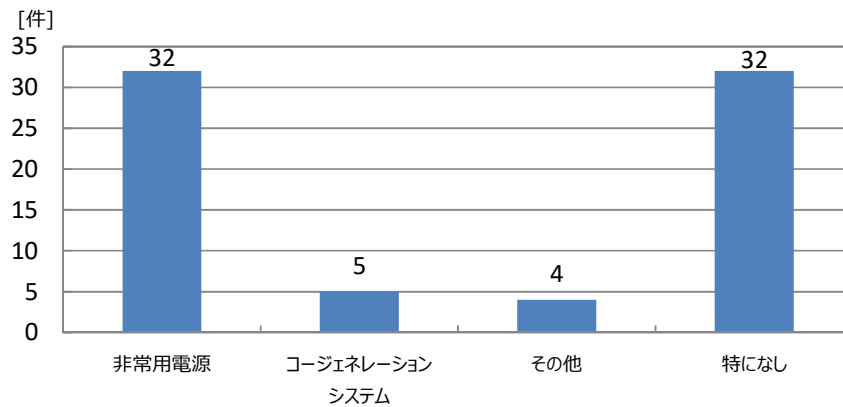
(4. 現状と課題 (2) 多数の帰宅困難者の収容スペースの準備)

区分	開放可能な面積 (㎡)
店舗	13,229
ホテル	2,213
集客施設	21,770
オフィス	3,460
その他	388
合計	41,060

3 災害時のエネルギーの備え

(4. 現状と課題 (9) 非常用電源の確保)

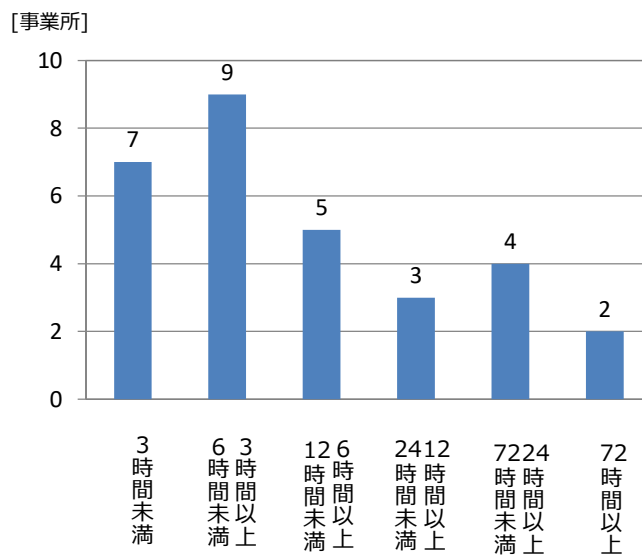
災害時のエネルギーの備え (n=69)



※ 複数回答あり

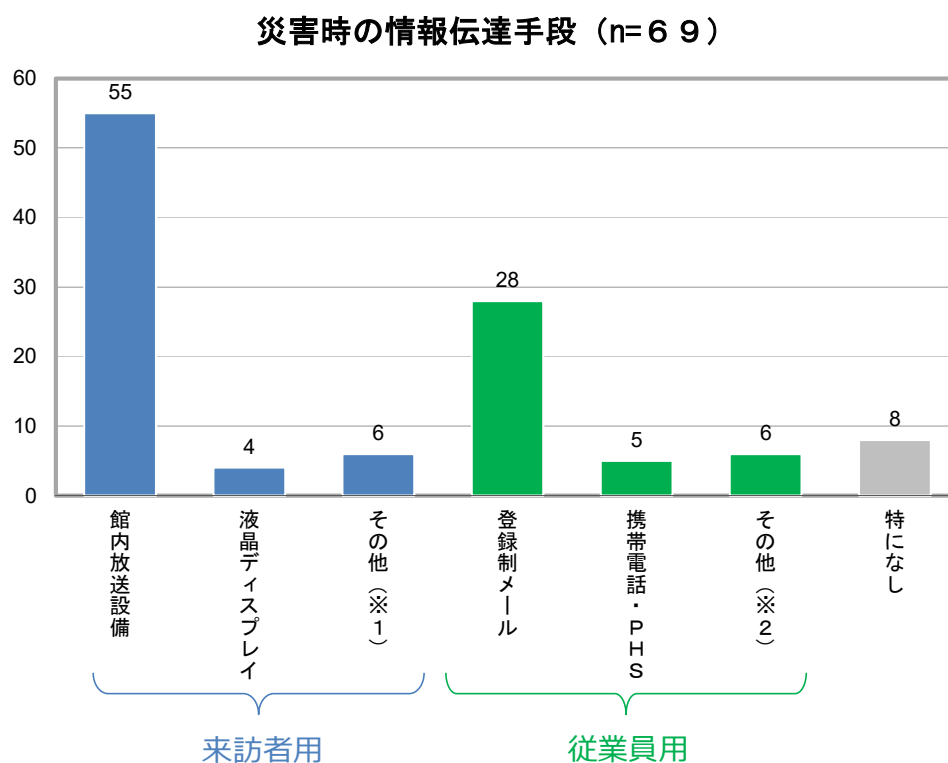
※ 「その他」は、消防設備電源、誘導灯のための蓄電池等

非常用電源等による発電持続時間 (n=30)



4 災害時の情報伝達手段

(4. 現状と課題 (10) 情報通信設備の配備)



※ 複数回答あり

※1 「その他」(来訪者用)は、口頭での伝達、掲示物の貼り出し、来客対応者が伝達、職員・警備員による誘導等

※2 「その他」(従業員用)は、館内放送設備、緊急連絡網等

